

各種手続きに必要な主な持ち物

身近な人が亡くなられた後の手続きに必要なとされる主な持ち物をご紹介します。
以下の持ち物のうち、該当するものがあれば、ご持参ください。

※別途必要な書類がありましたら来庁当日に担当窓口よりご案内致します。

ご遺族のもの

- 認印（届出人、相続人代表、喪主）
- お越しいただく方の本人確認書類
 - ・写真付きのもの
※運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳など
 - ・写真付きのものがない場合は下記から2点
※被保険者証（健康保険、介護保険）、年金手帳などのお名前の記載された証書・手帳類
- 預貯金通帳（相続人代表、喪主）
- 亡くなった方との関係が分かる書類（戸籍など）
- マイナンバーカード
- 法定相続人以外の方が来庁される場合は、法定相続人からの委任状

亡くなった方のもの ※お持ちの方のみ

- 死亡の事実を明らかにする書類（戸籍など）
- 年金手帳または年金証書（国民年金加入者または年金受給者）または基礎年金番号通知書
- 印鑑登録証
- マイナンバーカード
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
 - ※国民健康保険の世帯主がお亡くなりになった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がおられる場合は国民健康保険加入者全員の被保険者証
 - ※亡くなった方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受領証など）
 - ※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。
以下のものをご用意ください
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等）
 - ・喪主名義の銀行口座番号がわかるもの
- 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
- 障害者手帳
- 重度障害者医療証、こども医療証、ひとり親家庭医療証
- 市立図書館で借りていた図書、図書利用カード
- その他、藤井寺市から交付された証書・手帳類